

医療券転帰通知書（兼受領書）について

医療券と併せて送付していました「生活保護法給付券送付票兼受領票」が令和8年1月以降の発券分から「医療券転帰通知書（兼受領書）」へ変更となりました。これまでと同様に転帰事項を記載のうえ、毎月当月の15日までに福祉事務所へFaxまたはメールにてご返送ください。

医療券転帰通知書（兼受領書）									
年 月 日									
所在 地									
病院名					①				
院長名									

下記のとおり医療券を受領し、転帰の状況について報告します。

No.	ケース番号	氏 名	月	診療別	単 併	社 保	後 保	精 神	結 核	自 立 等	② 転 帰	転 帰 月 日	未 使 用	備 考
1											治癒・死亡・中止	・		

- ①「日付」「所在地」「病院名」「院長名」を記載（スタンプ可）してください。
②「治癒」「死亡」「中止」の場合は、該当項目に○をしてください。また、転帰に係る取り扱いは以下のとおりです。

	福祉事務所での基本的処理	選択のポイント等
治癒	翌月以降の医療券/調剤券は発券しません。	治療完了時に選びます。
死亡	翌月以降の医療券/調剤券は発券しません。	
中止	翌月以降の医療券は発券しません ※受診を再開する場合は、原則、新規受診開始扱いとなります。	翌月以降の医療券/調剤券が不要な場合に選びます。 例) ・患者が治療に来なくなったとき ・6か月以上先の予約のとき ・患者の転院や市外転出したとき

注1) 転帰欄に記載が無い被保護者については「継続」として引き続き医療券を発券します。

注2) 15日を過ぎて連絡（返送）のあったものについては処理が間に合わず情報を反映できませんのでご了承ください。

注3) 「他法のみで請求されている場合」「被保護者から受診をしない旨の申し出があった場合」「調剤の相手先医療機関が中止となった場合」などは医療券、調剤券を発券しない場合があります。